

# 防府市新規就農者定着支援事業補助金交付要綱

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、防府市内で新たに就農する者（以下「対象者」という。）の経済的負担を軽減し農業経営の早期安定を図るため、対象者が農地の近隣に居住するために必要な住宅の家賃や改修費用に対して補助する防府市新規就農者定着支援事業（以下「事業」という。）補助金について、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の補助率及び補助対象者等)

第2条 市長は、事業に要する経費について、予算の範囲内において、別表の補助率及び補助対象者等により補助する。

(補助金の交付申請)

第3条 前条の規定による補助金の交付の申請をしようとする対象者は、防府市新規就農者定着支援事業補助金交付申請書（第1号様式）を市長が定める期日までに提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、防府市新規就農者定着支援事業補助金交付決定通知書（第2号様式）により対象者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(申請内容の変更)

第5条 対象者は、交付申請の内容に別表に定める変更が生じたときは、防府市新規就農者定着支援事業補助金変更承認申請書（第3号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(事業の中止)

第6条 対象者は、事業を中止しようとするときは、防府市新規就農者定着支援事業中止届（第4号様式）を市長に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定額の変更)

第7条 市長は、第5条の変更承認申請書の提出があり、変更を決定した場合は、防府市新規就農者定着支援事業補助金交付決定額変更通知書（第5号様式）により対象者に通知するものとする。

(実績報告書)

第8条 対象者は、事業を完了したときは、速やかに防府市新規就農者定着支援事業実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 市長は前条の実績報告書の提出があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、防府市新規就農者定着支援事業補助金額確定通知書（第7号様式）により対象者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 対象者が補助金の交付を受けようとするときは、防府市新規就農者定着支援事業補助金請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、第4条第1項の規定による通知に係る金額の範囲内で、概算払により補助金を交付することができる。

3 対象者は、概算払により補助金の交付を受けようとする場合は、防府市新規就農者定着支援事業補助金概算払請求書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取り消し等)

第11条 市長は、対象者が次の各号の一に該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき

(3) 事業を中止したとき

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、その旨を防府市新規就農者定着支援事業補助金交付決定取消通知書（第10号様式）により対象者へ通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、

当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、対象者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

事業種目	事業内容	補助率	補助対象者	補助対象住宅	重要な変更
1 住宅家賃	新たに居住する住宅の家賃の一部を補助する。ただし、対象者及び世帯員が他の制度による補助金や住宅手当を受けている場合は、当該金額を除く。	1 家賃の月額 2 補助金額の上限は月額3万円 3 補助期間は通算36月以内(入居日が月の初日及び退去日が月の末日である場合を除き、入居月と退去月を含めない)	1 認定新規就農者（農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項に規定する青年等就農計画の認定を受けた者）及び認定新規就農者になることが確実と見込まれる者 2 防府市に住民登録している者 3 市税の滞納がない者 4 補助対象住宅の貸借契約又は売買契約を締結している者	1 空き家バンクに登録されている住宅又は市長が認める住宅 2 補助対象者の父母、配偶者、配偶者の父母の所有ではない住宅 3 就農する農地の近隣に所在する住宅	1 事業費の30%を超える増減 2 事業内容の変更 3 補助対象住宅の住所の変更
2 住宅改修	貸借又は売買により新たに居住する住宅の改修費用の一部を補助する。ただし、改修箇所は、台所、浴室、便所等必要最低限のものとし、改修箇所に関して他の助成制度を利用した工事が含まれている場合は、当該金額を除く。	1 総事業費の1/2以内 2 補助金額の上限は100万円 3 補助対象住宅は補助対象者1人に対して1戸限り	5 平成29年度以降に就農する者で、就農後3年以内の者。ただし、止むを得ない理由がある場合は、就農後5年以内の者		

第1号様式

防府市新規就農者定着支援事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先)

住所

氏名

年度において、防府市新規就農者定着支援事業を下記のとおり実施したので、防府市新規就農者定着支援事業補助金交付要綱第3条の規定により、補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業内容

No.	事業内容 (家賃・住宅改修)	入居期間・工期 (予定)		対象住宅住所

2 総事業費及び負担区分

総事業費	負担区分	
	市費	自己負担

3 事業完了(予定)年月日 年 月 日

4 添付資料

※市長が必要と認めるものがあれば添付すること。

第2号様式

防府市新規就農者定着支援事業補助金交付決定通知書

第 号  
年 月 日

(宛先)

防府市長 印

年 月 日付で申請のあった 年度防府市新規就農者定着支援事業補助金について、下記のとおり交付することに決定したので、防府市新規就農支援事業補助金交付要綱第4条の規定により通知します。

記

交付決定額 円

【交付の条件】

補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 対象者は、防府市新規就農者定着支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、軽微な変更を除く。）及び補助事業を中止する場合は、防府市長（以下「市長」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 対象者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を整備し、当該年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- (4) 対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。
- (5) 対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、

処分制限期間内に市長の承認を受けないで、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(6) 対象者が上記(5)により承認を得て財産処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。

(7) この補助金に係る要綱及びこれに基づく市長の命令並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の額の確定後においても、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金を市長に返還させることがある。

第3号様式

防府市新規就農者定着支援事業補助金変更承認申請書

年 月 日

(宛先)

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年度防府市新規就農者定着支援事業補助金について、交付申請書の内容に変更が生じたので、防府市新規就農者定着支援事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

(注) 記の記載方法は、様式第1号に準ずるものとする。

この場合において、交付決定された「1事業内容」及び「2総事業費及び負担区分」と変更後の「1事業内容」及び「2総事業費及び負担区分」とを容易に比較対象できるように変更部分を2段書きとし、変更前を括弧書きで上段に記載すること。

また、添付書類については、交付申請書に添付したものから変更があったもの限り添付すること。



第4号様式

防府市新規就農者定着支援事業中止届

年 月 日

(宛先)

住所

氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年度防府市新規就農者定着支援事業補助金について、下記のとおり中止しますので、防府市新規就農者定着支援事業補助金交付要綱第6条の規定により届け出ます。

記

中止した日付	
中止した理由	

第5号様式

防府市新規就農者定着支援事業補助金交付決定額変更通知書

第 号  
年 月 日

(宛先)

防府市長 印

年 月 日付で申請のあった 年度防府市新規就農者定着支援事業補助金について、下記のとおり交付決定額を変更したので、防府市新規就農者定着支援事業補助金交付要綱第7条の規定により通知します。

記

交付決定額	変更前	円
	変更後	円

【交付の条件】

補助金交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 対象者は、防府市新規就農者定着支援事業補助金交付要綱に従わなければならない。
- (2) 補助事業の内容の変更（補助事業の完了後における成果物の変更を含み、軽微な変更を除く。）及び補助事業を中止する場合は、防府市長（以下「市長」という。）の承認を受けなければならない。
- (3) 対象者は、この補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿その他関係書類を整備し、当該年度の翌年度から5年間保管しなければならない。
- (4) 対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って、その効率的な運営を図らなければならない。

- (5) 対象者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、処分制限期間内に市長の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 対象者が上記(5)により承認を得て財産処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (7) この補助金に係る要綱及びこれに基づく市長の命令並びに補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の額の確定後においても、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金を市長に返還させることがある。

第6号様式

防府市新規就農者定着支援事業実績報告書

年 月 日

(宛先)

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年  
度防府市新規就農者定着支援事業補助金について、当該年度の事業が完了した  
ので、防府市新規就農者定着支援事業補助金交付要綱第8条の規定により報告  
します。

記

(注) 記の記載方法は、様式第1号に準ずるものとする。

なお、支出の内容が分かる証拠書類の写しを添付すること。

第7号様式

防府市新規就農者定着支援事業補助金額確定通知書

第 号  
年 月 日

(宛先)

防府市長 印

年 月 日付けで実績報告のあった 年度防府市新規就農者定着  
支援事業補助金の額について、下記のとおり確定したので、防府市新規就農者  
定着支援事業補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

記

補助金確定額 円

第 8 号様式

防府市新規就農者定着支援事業補助金請求書

年 月 日

(宛先)

住 所

氏 名

年 月 日付け 第 号により交付の確定通知があった 年  
 度防府市新規就農者定着支援事業補助金について、防府市新規就農者定着支援  
 事業補助金交付要綱第 10 条の規定により、金 円を交付されるよう  
 請求します。

記

事業内容	補助金事業に 要した経費	市補助金 確定額	既受領額		今回請求額	
			金 額	出来高	金 額	出来高
	円	円	円	%	円	%
合 計						

<振込先>

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合					
	支店・店・支所・出張所					
口座番号・種別						1:普通 2:当座 3:その他 ( )
口座名義 カタカナで記 入願います						

第9号様式

防府市新規就農者定着支援事業補助金概算払請求書

年 月 日

(宛先)

住所

氏名

年 月 日付け 第 号により交付決定の通知があった 年度防府市新規就農者定着支援事業補助金について、防府市新規就農者定着支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により、金 円を概算払により交付されるよう請求します。

記

区 分	補助金事業に 要する経費	市補助金 交付決定額	既受領額		今回請求額		残 額	
			金 額	出来高	金 額	出来高	金 額	出来高
	円	円	円	%	円	%	円	%
合 計								

<振込先>

振込先 金融機関名	銀行・信用金庫・労働金庫・ 農協・漁協・信用組合							
	支店・店・支所・出張所							
口座番号・種別								1:普通 2:当座 3:その他 ( )
口座名義 カタカナで記 入願います								

第10号様式

防府市新規就農者定着支援事業費補助金交付決定取消通知書

第  
号

年 月 日

(宛先)

防府市長

印

年 月 日付け 第 号により交付決定を通知した 年度防府市新規就農者定着支援事業費補助金について、下記のとおり取り消しを決定したので、防府市新規就農者定着支援事業費補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

記

交 付 決 定 額	円
取 消 額	円
取 消 区 分	<input type="checkbox"/> 全部 <input type="checkbox"/> 一部
取 消 理 由	
交 付 済 の 補 助 金 額	円
交 付 済 補 助 金 返 還 の 有 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
補 助 金 返 還 額	円
返 還 期 限	年 月 日